

こちら特報部

もう一つの新たな罰則が、池袋の暴走事故の報道でも登場した一四年六月施行の改正道交法である。

厳罰化をめぐつては当時、日弁連が「処罰範囲が不当に拡大されている」と反対。てんかん協会も「特定の病気が過剰に危険だ」というあやまった認識を社会に植え付ける」との声明を發表した。

施行から一年あまり。罰

その結果、酒や薬物など悪質な運転による交通事故の罰則を強化した「自動車運転処罰法」が一四年五月に施行された。危険運転致死傷の適用範囲が拡大され、発作が再発する恐れのあるてんかんなど特定の病気が対象になった。最高刑は懲役十五年だ。

同年十二月の宇都宮地裁判決で、男性運転手は自動車運転過失致死罪の上限である懲役七年を言い渡され、確定した。これに不満な被害者遺族らは、厳罰化を訴え、再度女王を求めた。

なるほど、車を運転する
てんかん患者は肩身が狭
い。世間の目が一気に厳
しくなったのは、栃木県鹿
沼市で二〇一一年四月、ク
レーンを運転中の男が発
作で意識を失ったまま、集
団で登校していた小学生
の列に突っ込み、六人を
はねて死

暴走事故は十六日午後九時半ごろ、東京都豊島区のＪＲ池袋駅近くの繁華街で発生した。乗用車が歩道に突っ込み、はねられた女性（四）が死亡、男女四人が重軽傷を負った。警視庁池袋署は、車を運転していた北区の医師金子庄一郎容疑者（五）を現行犯逮捕した。

在京各紙の報道を検証すると、事故当日は休日日で翌十七日朝刊がなかったため、一報は同日付夕刊に掲載された。容疑者の供述

16日に東京・池袋で起きた暴走事故で逮捕・送検された男は、てんかんの持病を抱えていたようだが、事故との因果関係ははっきりしない。そうした段階での病名の公表・報道は、慎重な上にも慎重を期さなければならないはずだ。てんかん発作事故をめぐるのは近年、新たな罰則を科すなど厳罰化が進んだが、ともすると患者に対する偏見を助長しかねず、効果を疑問視する声もある。てんかんにどう向き合えばいいのか。(池田悌一、木村留美)

厳罰の効果見えず

則強化にもかかわらず、大事故が繰り返された。もちろん、事故との因果関係が明らかにっていない段階で軽々に論じられないものの、厳罰化の防止効果が問われる局面ではある。

鹿沼市の事故の遺族の一人である大森利夫さん(五〇)は「またか、という感じだ」と今回の事故に憤る。

「車の利便性を優先し、病気を隠しても乗るという人には罰則強化は効果がなない」と落胆を隠せない。

交通裁判に詳しく、重罰化の流れをかねて疑問視していた高山俊吉弁護士も「重罰化はもう刃。患者が

事故・事件調査における病名の公表に関する質問と
 回答

貴院におかれて、世間から社会の安全と秩序の維持にご尽力を賜り、感謝申
 上ります。当協会は、全員の同意を、てんかんのある人とその家族で構成する「当事者
 会」の活動に依り進んでいる全開状態で、これらの活動が認められ 2013 年に「
 8 月 16 日に東京都内某所で起きた自動車事故について、本日（8 月 18）
 の東京新聞で報道された」との報道がありました。その際に、事故の原因
 で、被疑者がてんかんの発作を受けていたこととマスコミに対して情報公開
 で、てんかん発作が結んだ人々等の影響が事故の原因と因果関係がある
 と、事故原因が明らかにならない時点で病名公表は、健康を呼び病
 名であるかのようにニュースだけがに基づいた報道が行われたこ
 とになりかねないことを深く憂慮します。
 がありながらも懸命に生きている多くの患者・家族の権利を守る
 ため、てんかんやてんかんのある人の責任が言及されてい
 ない。家族に不安を与えています。その点から、協会としては、
 病名を公表すべきではないと考えています。
 した意図についてご回答をお願いします。

日本てんかん協会が監視施設宛てに出した文書



2011年4月、栃木県鹿沼市で
集団登校中の小学生の列に大
型クレーン車が突っ込み6人
が死亡した事故の現場

病状を申告する方向に促進する力も働くと同時に、処罰があるから正直に病状を話すのをやめようとする力も働く」と警告する。今回の事故については「容疑者が」という認識で運転していたか分からない」と前置きした上で「病状に懸念を感じながら申告していなかつ

「免許与えないという議論が怖い」

に回帰するようになっている。免許を与えない方がいるという議論になることが一番怖い」と心配する。てんかん協会の担当者は「患者は運転するな、という意見も寄せられるが、厳罰化だけでは問題は解決しない」と強調する。

た可能性もある」とみる。

もともと道交法では、てんかん患者には運転免許を与えないことになっていた。障害や病気を理由に免許や資格の取得などを禁止・制限する「欠格条項」の見直しが強まる中、ようやく〇二年、てんかんが、症状によって取得の可否を判断する「相対的欠格事由」に改善された経緯がある。

高山氏は、てんかん患者の自動車運転について「障害者や病気の人の社会参加を広げてきた流れがあるの

貧困

三重県の支局に勤務していた十八年前の話である。ある町議会の「傍聴人心得」の張り紙に目が点になった。「凶器を携帯する者、癩癰(てんかん)、白痴などの者、酩酊(めいてい)する者は傍聴を許さない」と書かれていたのだ。即座に紙面で問題視した。てんかん患者や知的障害者に対する偏見は根強い。(圭)

このの難しさは患者と接する医療現場からも寄せられる。国立精神・神経医療研究センター病院（東京都小平市）の大槻泰介・てんかんセンター長は、厳罰化後は一患者は、運転の許可が医師から下りずに運転できなくなることを恐れ、治療に來なくなっている。ますます危険な状況になっている」と危惧する。

最大の問題は、てんかん治療の貧困にある。厚生労働省によると、成人患者は脳外科や神経内科、精神科などさまざまな科で診療しているのが現状だ。

大槻氏は「日本では専門といえる科がなく、正しい診断と適切な治療が受けられる医療体制が整っていない。事故を防止するには罰則よりも、患者の治療や支援をどうすべきかを正面から受け止めて考える必要がある」と訴える。

池袋暴走で考える てんかん

病名 独り歩きも



5人が死傷した暴走事故で大破した乗用車。16日、東京都豊島区で

は、「池袋署によると」という形で「歩道に突っ込んだ記憶はない。疲れて居眠りしていたので、覚えていないのかもしれない」などと報じられ、容疑者の呼気からアルコールが検出されず、車内から薬物が見つからっていないことも伝えた。

各紙が一斉に「てんかんの持病」と打ったのは十八

日付を刊だ。容疑を自動車運転処罰法違反の過失傷害から危険運転致死傷に切り替えて送検したタイミング。金子容疑者の主治医が十年前から投薬治療をしていると説明したことや、家宅捜索で処方薬や診察券が見つかったことが、「署への取材」で判明した内容などとして詳報された。

協会憂慮 警視総監に質問書

二〇一四年六月施行の改正道交法で、てんかん患者らが持病を申告せずに免許を取得・更新した場合、罰則が設けられたことに触れた紙面も目立った。金子容疑者の免許更新は、改正前の三年だった。

「てんかん」という病名が飛び交う報道に反発したのが、てんかん患者を支援する公益社団法人「日本てんかん協会」である。

十八日午前、複数の記者から問い合わせを受けたことで、容疑者の治療歴が警察から記者に伝わったことを把握。同日午後、警視総監宛てに病名公表の意図を問う質問書を送付した。警視庁側の対応について「事故との因果関係が明らかで

ない段階で病名が公表されたことは大変遺憾。てんかんが危険な病気であるかのようなニュースが独り歩きした。誤解や偏見を助長することになりかねず、深く憂慮する」と批判した。

警視庁交通捜査課は「こちら特報部」の取材に「広報については発生日以降、機会があるごとに行っている。（協会に対しては）主管する部門において適切に対応していく」と回答した。

各紙の報道は誤解や偏見を助長するものだったのだろうか。在京各紙を見ると、「薬を飲んでいれば運転への影響は少ない」という協会や主治医の話も併せて紹介している。

 **てんかん** 脳の神経細胞が過剰に活動して発作を引き起こす病気。意識を失うような激しい発作から体の一部のけいれんまで症状はさまざま。国内の患者数は推定約100万人。日本てんかん協会によると、適切な診断・治療によって7〜8割の患者が通常の生活を送ることができる。

自由があるので、病名を書かないでほしいとまでは言えない」とした上で、注文を付ける。

「患者からは『もう運転ができなくなるのでは』と戸惑いが寄せられ、患者の雇用主からは『このまま雇い続けて大丈夫なのか』と不安視された。事故との因果関係が確定する前に報道するのであれば、誤解を招かない工夫を望みたい」